

自治連だより NO. 209

安全・安心・住みよい
地域づくりのために



●発行日 令和3年10月1日
●発行 斜里町自治会連合会
〒099-4192 斜里町本町12番地
斜里町役場内
☎0152-23-3131 内線 141
不在日：土・日・月・祝日

自治会連合会役員と町理事者及び教育長との懇談会開催しました

◆8月24日（火）に開催された懇談会は、横田会長から「なかなか前の見えないコロナ禍の中ではありますが、我々も一歩前に進みたいと思っています」と前を向いた挨拶があり、馬場町長からは「感染者が確認されても、広がりを抑えられ重症化しなかったのは、町の推進室を早く立ち上げて準備したこともさることながら、皆さん方が積極的に接種していただきご協力いただいたおかげです。」と感謝の言葉から始まりました。緊急事態宣言発令直前に開催され、意見交換など貴重な時間の共有ができました。



懇談会テーマ

1. 空き家の適正管理と活用について

◆空き家等対策計画はまだ未策定です。庁舎内職員チームを作り、空き家等対策計画の策定の取り組みを、8月25日に一回目の会合を行う予定。令和3年度をもってアウトラインについてはクリアしたい。廃屋等の解体時における補助制度の支援については、令和4年度のアクションプランに組み上げていき、令和5年度を目安に実行できればと考えている。活用の仕方で見解があれば出していきたい。

2. 過疎の認定によって、財政上の優遇措置を受けられると聞きました。説明をお願いします。

◆ハード事業は、漁港や農業など1次産業の基盤整備、道路、橋梁等、教育分野では中学校のグラウンドの整備、公民館の川上分館改修工事、B & G海洋センターの体育館改修工事、ごみの運搬車の購入への活用を予定。ソフト事業は、農業の支援事業、商工関係のビジネスサポート事業、教育分野では、社会活動振興バスの運行、学校の特別支援の配置を予定。

◆建物をつくるには、借金として使えるが維持費は借金できないことも含めると、全く元気が無い状態だと後で困るという事がある。町民懇談会では、それを分かりやすく難しくない説明の努力をしたい。